

諮問番号：諮問第 134 号

答申番号：答申第 134 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定に基づく生活保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるもので、その理由は次のとおりである。

生活保護受給者の生活扶助では、冬場の寒さをしのぐための冬季加算が付加されている。よって、昨今の夏場の猛暑を考慮したときに、暑さをしのぐための夏季加算の付加給付を、処分庁に申請した。

しかし、処分庁は、法による保護の基準に該当する扶助がないことを理由として、この申請を却下した。

夏場の猛暑をしのぐための熱中症予防対策として、平成 30 年 6 月には、冷房器具の必要がある者に対して、その購入に要する費用の給付を認める旨の基準改正がなされている。

しかしながら、冷房器具を稼働するための夏季加算の給付は手当されていない。

冬季には寒さをしのぐための費用として、冬季加算の給付が手当てされており、併せて暖房器具を購入する費用の給付も認められている。

こうした夏季と冬季の事実関係を照らし合わせると、冷房器具は購入できたとしてもこれを使用するための電気料金、つまり夏季加算を付加して給付することを規定していない基準が、不合理であることは明白である。

現実に昨年の猛暑では、冷房器具は設置されているのに、これを稼働させていなか

ったことによる熱中症を原因とする高齢者の死亡事例も複数件発生している。

よって、本件処分は日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づく、法の目的である最低限度の生活を保障するとした趣旨に反した処分である。

国民に対して、法律で定められている最低限度の生活を保障することと、所轄省の通達による基準の定めがないことを理由とした不作為のどちらが適法な行政行為であるかは、審査請求人が改めて言うまでもない。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第 3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、夏場の暑さをしのぐための生活扶助として夏季加算を給付するよう主張しているが、このような夏季加算に該当するものは保護基準に定められていない。

したがって、処分庁が審査請求人のいう夏季加算を給付しないことについて、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、保護基準に夏季加算が定められていないことは、最低限度の生活を保障するとした法の理念に反するものであるから、保護基準に基づき夏季加算を給付しないこととした本件処分は違法である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、保護基準は法規命令と解されているところ（加藤智章ほか『社会保障法（第 7 版）』389 頁（有斐閣、平成 31 年））、審査庁は行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権（憲法第 81 条参照）を有しないことから、法規命令が違法であるとして、処分の違法を判断することはできないものと解される。

したがって、保護基準が違法であることを審査請求の不服の事由とすることはできないのであって、審査請求人のこの主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

## 第 4 調査審議の経過

令和 3 年 8 月 17 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項

の規定に基づく諮問を受け、令和3年10月14日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、夏場の暑さをしのぐための生活扶助として夏季加算を給付するよう主張しているが、審査請求人のいう夏季加算に該当するものは保護基準に定められていない。

したがって、処分庁が審査請求人のいう夏季加算を給付しないことについて、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸